

菟 田 町 第 2 次 行 政 改 革 大 綱

” 改革と創造により自立した菟田町を目指して ”

平成15年 7月

菟 田 町

目

次

第1	基本的な考え方	1
	1. 第1次行政改革への取り組み	1
	2. 第2次行政改革への取り組みとその基本方針	1
	3. 第2次行政改革にあたっての数値目標	3
	4. 基本方針の具体的考え方	4
	5. 今後の取り組み方と進行管理について	5
	6. 荻田町第2次行政改革の体系図	6
第2	具体的な取り組み	7
	1. 町民参画の行政を推進する	7
	(1) 町民参画の推進	7
	(2) 町民に信頼される行政の推進	7
	2. 町の役割を明確にする	7
	(1) 町の役割分担の見直し	7
	3. 経営的視点で業務を見直す	7
	(1) 町民サービスの向上	7
	(2) 財政の健全化	8
	(3) 行政事務の効率的執行システムの確立	8
	4. 組織・人材を最大限に活用する	8
	(1) 組織機構の見直し	8
	(2) 定員・人事管理の適正化	8
	(3) 人材の育成及び活用	9
	(4) 公共施設の効率的な管理運営	9
	(5) 公社等の見直し	9
	5. 評価システムを構築する	9
	(1) 評価システムの構築	9
	6. 教育改革の推進を図る（別途策定）	9

第1 基本的な考え方

1. 第1次行政改革への取り組み

本町では、効率的な行政運営の構築と財政の健全化を図るため、目標年次を平成11年度から13年度までの3年とした、第1次行政改革に取り組んできました。

この第1次行政改革においては「簡素で効率的な行政の構築」を目指し、組織機構の見直し、経費の節減、定数削減、施設の効率的な管理運営など86の実施項目を掲げ、改革を推進してきました。平成13年度までの3年間で65の実施項目について改革を実施し、13年度までに改革に至らなかった項目については引き続き14年度で取り組んできました。その結果、一定の成果は上がりました。

2. 第2次行政改革への取り組みとその基本方針

今日の社会情勢は、急速に進展する少子高齢化・国際化・情報化の中で個人の価値観が多様化し、社会状況も高度化かつ複雑化してきています。このような中、国・地方においては危機的とも云える厳しい財政状況が続き、又地方分権化が進むなど地方自治体を取り巻く環境は大きく変化してきており、従来の行政システム全体を大きく改革する事が求められています。

このような状況を踏まえ「自立した個性あふれる活気のある住み良い町づくり」を目指し、第2次行政改革に取り組む事に致します。今、荊田町におきまして市町村合併は大変重要な課題となっておりますが、合併する、しないに関わらず自立していくためのさらなる行政改革が必要であるからです。

この第2次行政改革のキーワードは自立です。「自立」とは、国・県への依存から脱却し、自己決定、自己責任の原則にたった独自の考えや進め方で豊かな町づくりを進めていくことであり、「自立」を達成していくためには「町民参画・地域主権・評価」の基本理念に基づき、行政改革を推進していく必要があります。

また、これからの自立した町づくりの基礎は、何と云っても人づくりにほかなりません。その人づくりの原動力たる教育改革は極めて重要であります。

以上の観点から、次の6項目を第2次行政改革の基本方針とします。

- (1) 町民参画の行政を推進する。
- (2) 町の役割を明確にする。
- (3) 経営的視点で業務を見直す。
- (4) 組織・人材を最大限に活用する。
- (5) 評価システムを構築する。
- (6) 教育改革の推進を図る。

このことを実現するために

- ・ 既得権益に切り込み相応の血を流す。
- ・ 事務事業のやり方や、当たり前とされてきた発想自体を見直す一止める勇気を持つ。
- ・ 改革の先にある明るい目標を定め、その実現のため職員の意識改革を図る。

との改革の原点に立ち返って、今一度確固たる決意をもって15年度から17年度の3ヵ年で第2次行政改革を実施します。

3. 第2次行政改革にあたっての数値目標

行政改革を推進していくにあたって、具体的かつわかりやすいものとするため、次の項目について数値目標を設定します。

(1) 定数管理

職員数を、平成15年4月1日現在の301人体制から、平成18年4月1日では**290人体制**とすることを目指します。

(2) 改革の効果

改革の効果を3年間累計で約**10億円**とすることを目指します。

(3) 財政の健全性の確保

- 財政の健全化を推進することにより、経常収支比率を平成17年度決算において、**78.0%未満**とすることを目指します。
- 町税等徴収率（国民健康保険税を含む）を平成17年度決算において現年課税分の徴収率を**98.5%以上**、滞納繰越分の徴収率を**15.0%以上**とすることを目指します。

4. 基本方針の具体的考え方

(1) 町民参画の行政を推進する。

自立した、個性的で活力ある町づくりを実現していくためには、町づくりへ町民の積極的な参画を促し、行政と町民との連携・協働に努めていきます。

このため、行政情報の積極的な公開を行い、行政の透明性を高めるとともに、町民に信頼される行政の推進を図っていきます。

(2) 町の役割を明確にする。

地域主権の町づくりシステムを確立する為に、町と町民との役割分担を見直していきます。

(3) 経営的視点で業務を見直す。

行政には、最少のコストで最大の効果が得られるよう運営していくことが求められるようになっていることを踏まえ、コスト意識や町民満足に重点をおいた企業経営的な視点から業務を見直していきます。

(4) 組織・人材を最大限に活用する。

時代の変化に的確に対応していくためには、行政目標達成のために組織、人材等を最大限に活用し、より効率的、効果的な執行体制を構築していくことが必要です。そのために、簡素で効率的な執行体制とするとともに、地方分権時代にふさわしい人材の育成を図っていきます。

(5) 評価システムを構築する。

町が行う施策について、必要性、目的達成度、費用対効果などを評価、検証し、町民に分りやすく説明するシステムを作ります。

(6) 教育改革の推進を図る。

新しい時代にふさわしい、学校教育のあり方及び教育行政に総合的な検討を行い、創造性と活力に満ちた教育改革を推進します。

5. 今後の取り組み方と進行管理について

上記の指針をうけて、第2次行政改革を推進するにあたり、決定した項目は12の基本項目及び34の実施項目となっています。

これらについては、それぞれの担当部局において主体的に実施に取り組み、町長を本部長とする行財政改革実施本部において、計画の進捗状況をチェックし、公表して行きます。